

「まちづくり活動の主役は、市民です」



新

富士市まちづくり 活動推進計画

愛称：地域の力がこぼれ増進計画

<概要版>



令和4年
富士市

1 計画策定の背景（まちづくり活動とは）【本編1ページ】

本市では、概ね小学校の通学区域を地区として、まちづくり協議会、町内会・区などの地区団体により、住民主体のまちづくり活動が活発に行われてきました。このため、「地区」を単位としたまちづくり活動を本計画の対象としています。また、本計画では、まちづくり活動を「地域の暮らしをより充実させていくため、地域住民が積極的に参加し、主体的に行動すること」と定義しています。

【まちづくり協議会】

平成28（2016）年11月に制定した「富士市地区まちづくり活動推進条例」によって位置付けられ、参画する団体・推進委員等の部会活動の調整を行い、様々な分野における地域課題の解決に向けて活動を推進しています。

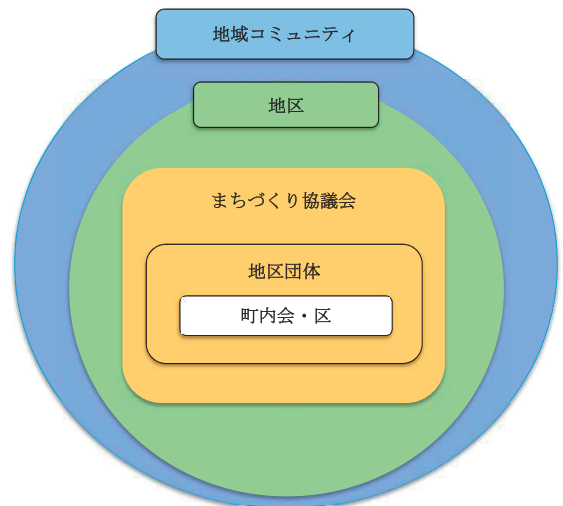
【町内会・区（自治会組織）】

本市では、26地区に388の単位町内会・区が組織されており、本市の主要な団体として行政及び各種の地域活動団体間の連絡調整を図りながら、お互いに協力し合って住みよい地域コミュニティの実現をめざし、それぞれの地域にふさわしい活動の推進を図っています。

【地区団体】

地区や町内会・区を単位とし、安全・安心分野や福祉分野、環境分野などで、様々な団体が組織されています。

地域コミュニティの構成要素



※地区やまちづくり協議会に関わらずに活動する団体もあります。

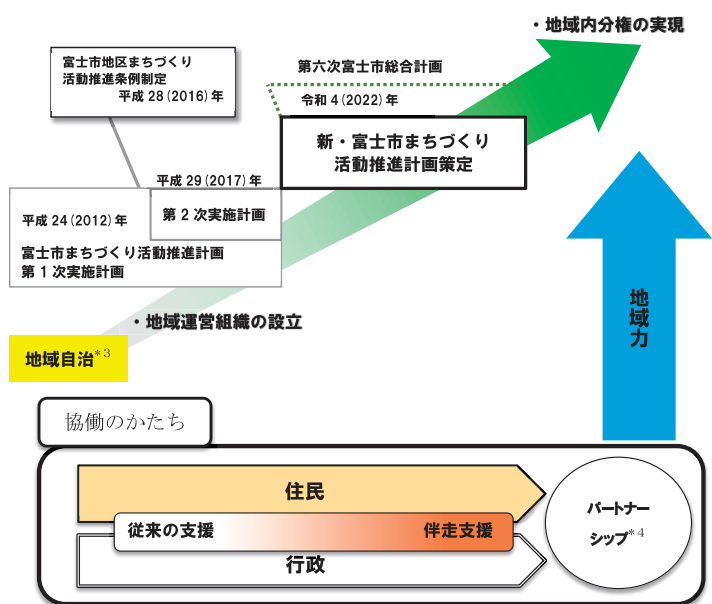
2 計画策定の趣旨【本編5ページ】

富士市地区まちづくり活動推進条例では、「地域の課題は地域が解決する」という地区まちづくり活動の意義を市民一人ひとりが認識するとともに、まちづくり協議会と行政が連携して地域コミュニティの活性化に取り組んでいくことが重要であるとしています。

これからの地区まちづくり活動を進めるためには、町内会・区をはじめとする地区団体から構成され、各地区の目標像の実現に向け「まちづくり行動計画」を策定したまちづくり協議会が、課題解決を図る地区まちづくり活動を主体的に推進していくことが不可欠です。

また、より良い地区の将来に向けた事業を、地区が自ら決定し、自ら推進するために、行政は、これまでの地区に対する一律的な支援から、各地区の特性に応じたきめ細かな支援を提供する、地区に寄り添った伴走支援への移行が必要です。

まちづくり協議会と行政がまちづくりのパートナーとして適切な役割分担により課題を解決していく地域内分権を目指すため、「新・富士市まちづくり活動推進計画」を策定します。



計画策定図

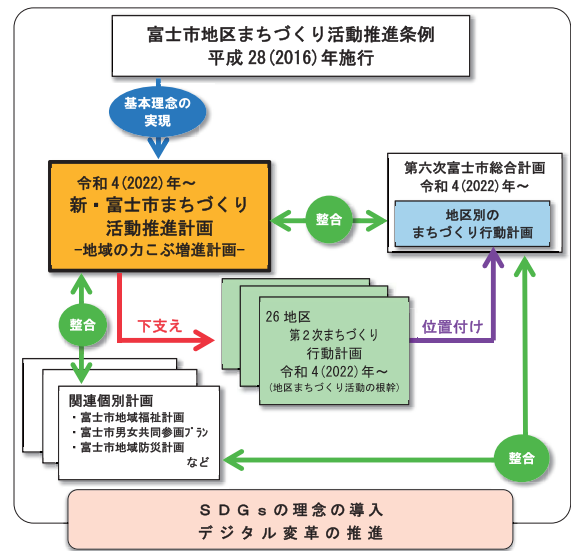
3 計画の位置付け【本編 7 ページ】

富士市地区まちづくり活動推進条例の目的や基本理念を具現化するとともに、第六次富士市総合計画や他関連個別計画との整合を図り、さらには、各地区で策定された地区まちづくり行動計画の下支えとなる計画です。加えて、SDGsの理念の導入とデジタル変革の推進を基本姿勢として、各施策の推進を図ります。

【まちづくり行動計画】

富士市地区まちづくり活動推進条例に基づき、各地区まちづくり協議会が、理想とする地区の将来像を見据え自ら策定した計画です。

第六次富士市総合計画の地区別のまちづくり行動計画として位置付けられます。



計画の位置付け

4 計画期間【本編 8 ページ】

本計画の期間は、「第六次富士市総合計画 前期基本計画」の期間と整合を図り、令和4(2022)年度から令和8(2026)年度までの5年間とします。

年度	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
計画	第六次富士市総合計画（前期）				
	新・富士市まちづくり活動推進計画（地域の力こぶ増進計画） （第2次）令和4（2022）年～				
	各地区まちづくり行動計画（第2次）				

5 計画の基本指針と目標像【本編 20 ページ】

社会情勢に対応し、まちづくり活動を更に活性化させるためには、今後もまちづくり協議会の継続的な取り組みが必要であることから、本計画では、平成24(2012)年3月に策定した「富士市まちづくり活動推進計画」の基本指針を継承します。また、まちづくり協議会が行政等との協働を推進し、主体的に地区の課題解決に向けた活動を進めていくことを目標とするため、目標像を以下のように設定します。

《基本指針》

社会情勢の変化に柔軟に対応できる、足腰の強い、
将来にわたって持続可能な地域コミュニティづくり

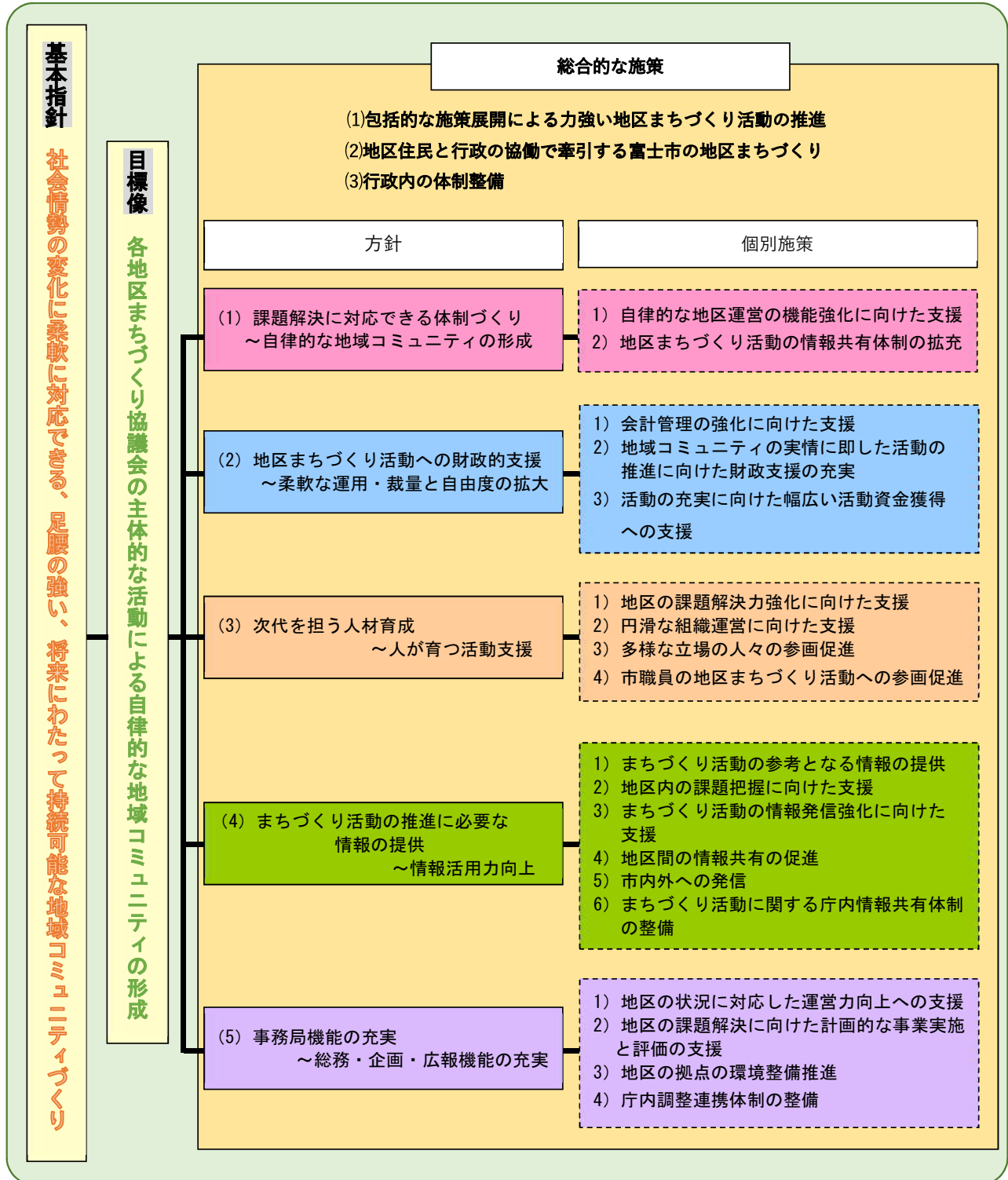
《目標像》

各地区まちづくり協議会の主体的な活動による
自律的な地域コミュニティの形成

6 施策体系【本編 25 ページ】

まちづくり活動の主役は、市民です。地区まちづくり活動の主役であるまちづくり協議会の主体的な活動を推進すると共に、本計画の目標像実現に向け、5つの方針とこれに基づく19の個別施策を展開します。加えて個別施策を横断する3つの総合的施策を展開します。

新・富士市まちづくり活動推進計画 施策体系



7 施策方針【本編 27 ページ】

方針（1）課題解決に対応できる体制づくりの支援 ～自律的な地域コミュニティ形成

自律的な地域コミュニティ形成に向けて、地区住民と行政が課題認識を深め、相互の協議を始められるよう、自律的な地区運営の機能強化に向けた支援とまちづくり活動の情報共有体制の拡充を進めます。



方針（2）地区まちづくり活動への財政的支援 ～柔軟な運用・裁量と自由度の拡大

地区の課題解決に必要な活動予算を適切に配分するとともに、地区団体が新たな活動資金を確保できるよう、会計管理の強化に向けた支援や、地区の実情に即した活動の推進に向けた財政支援の充実を進めるとともに、活動の充実に向けた幅広い活動資金の獲得への支援を進めます。



方針（3）次代を担う人材育成への支援 ～人が育つ活動支援

地区住民やNPO等の市民活動団体、企業等さまざまな人材がまちづくり活動に参画できるよう、参画機会の提供や、市職員のまちづくり活動への参画を促進します。また、地区の課題解決力強化に向けた支援を行うことで、活動の拡充に必要な新たな人材の参画機会を創出し、円滑な組織運営ができるよう支援を進めます。



方針（4）まちづくり活動の推進に必要な情報の提供 ～情報活用力向上

まちづくり協議会が円滑に、また効果的に課題解決していくために必要な情報を提供し、まちづくり活動に活用できるよう支援します。また、まちづくり協議会と行政双方が迅速に共有できるよう庁内体制を検討します。



方針（5）事務局機能の充実に向けた支援 ～総務・企画・広報機能の充実

行政は、まちづくり協議会が課題解決への新たなチャレンジが始められるよう、総務・企画・広報部門の機能強化に対する支援を行うとともに、地区の状況に応じた運営の合理化促進やそれに対応した庁内推進体制を整備します。また、地区まちづくり活動の拠点であるまちづくりセンターの整備を進めます。



8 個別施策を横断する総合的な施策【本編 39 ページ】

施策（1）包括的な施策展開による力強い地区まちづくり活動の推進

持続可能な地域コミュニティ形成を推進するため、個別施策を有機的に組み合わせるほか、地区特性に応じた地区まちづくり活動の支援を推進するとともに地域コミュニティと行政の連携、協働を進めます。

- 1) 地区住民主体のまちづくりセンター運営
- 2) まちづくり活動の事業化推進
- 3) 情報プラットフォームづくり
- 4) まちづくり協議会の組織改革

施策（2）地区住民と行政の協働で牽引する富士市の地区まちづくり

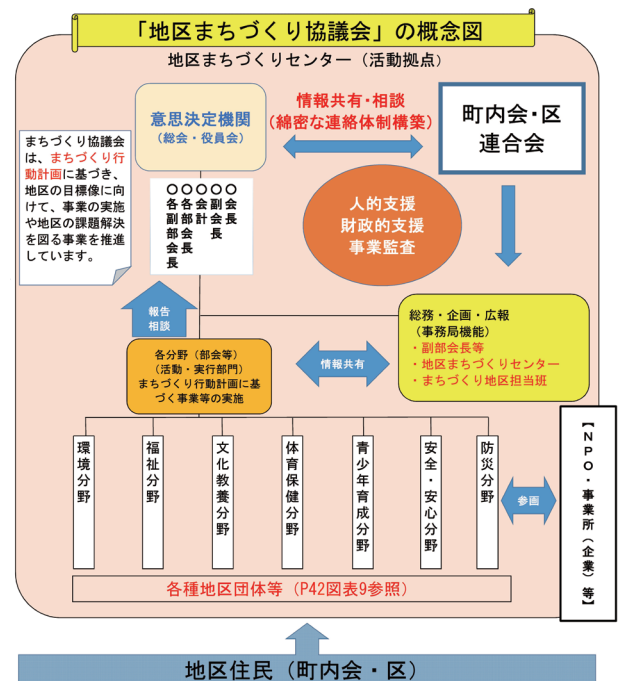
地区間の繋がりを深めながら、地区住民と行政が、将来にわたって持続可能な地域コミュニティについてともに学び、考え、広く発信します。

- 1) 地区住民と行政がともに考え・学ぶプラットフォームづくり
- 2) 地区間の連携
- 3) 外部連携の推進
- 4) 市内外への情報発信

施策（3）行政内の体制整備

自律的な地域コミュニティの実現のため、行政は組織を挙げてその支援を推進するための体制を整備します。

- 1) 全庁的な情報共有の体制の整備
- 2) 地区支援体制の強化



9

新・富士市まちづくり活動推進計画 実施工程表【本編 45 ページ】

：準備期間 ：行政から地区への支援事業 ：行政内の業務改善事業 ：行政と地区の協働事業

基本指針	目標像	方針	施策	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度								
<p>将来にわたって持続可能な地域コミュニティづくり</p>	<p>各地区まちづくり協議会の主体的な活動による自治的な地域コミュニティの形成</p>	<p>(1) 課題解決の支援 1) 自律的な地区運営の機能強化に向けた支援 2) 地区まちづくり活動の情報共有体制の拡充</p>	<p>① 課題解決協働事業の推進 ② 全地区まちづくり協議会の協議機関支援 ③ 地区まちづくり活動を支える庁内体制づくりの強化</p>													
				<p>(2) 地区まちづくり活動への財政的支援 1) 会計管理の強化に向けた支援 2) 地域コミュニティの実情に即した活動の推進に向けた財政支援の充実 3) 活動の充実に向けた幅広い活動資金獲得への支援</p>	<p>① まちづくり協議会間の情報共有の活性化支援 ② まちづくり協議会と行政の情報共有 ③ 全庁的な情報共有の強化</p>											
						<p>(3) 次代を担う人材育成への支援 1) 地区の課題解決力強化に向けた支援 2) 円滑な組織運営に向けた支援 3) 多様な立場の人々の参画促進 4) 市職員のみまちづくり活動への参画促進</p>	<p>① 会計講座の実施 ② 会計ガイドラインの作成 ③ 会計チェック体制の構築</p>									
								<p>① 各種補助金制度や助成制度等に関する情報提供と相談 ② 活動資金獲得への支援</p>	<p>① まちづくり協議会活性化補助金制度の拡充 ② 一括交付金制度の調査研究</p>							
										<p>① 地区の課題把握とまちづくり活動の担い手発掘への支援 ② 課題の検証を通じたまちづくり活動への理解の促進 ③ 企業・NPO等との連携の促進</p>	<p>① 地区まちづくり活動の運営を担う総務企画担当役員の研修 ② 市が地区団体等へ委嘱している各種委員の見直し ③ 役員選出に関する参考事例の情報提供</p>					
												<p>① 新たな参画の促進 ② 人材育成に関する庁内関係部署との連携促進</p>	<p>① 市職員向けまちづくりハンドブックの活用 ② 市職員まちづくり地区担当班の活性化 ③ まちづくり地区担当職員制度の研究</p>			

進捗状況の確認・評価により計画改定

: 準備期間
 : 行政から地区への支援事業
 : 行政内の業務改善事業
 : 行政と地区の協働事業

基本指針	目標像	方針	施策	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
社会情勢の変化に柔軟に対応できる、地域コミュニティの強い、	各地区まちづくり協議会の主体的な活動による 自律的な地域コミュニティの形成	(4) まちづくり活動の推進に必要な情報の提供	1) まちづくり活動に参考となる情報の提供	① 参考情報の収集と周知					
			2) 地区内の課題把握に向けた支援	① 地区カルテ(地区内情報)の活用支援		② 住民アンケート調査による地区課題把握に向けた支援			
				③ 多様な価値観を持つ人との交流支援					
			3) まちづくり活動の情報発信強化に向けた支援	① 地区広報の発信に向けた支援		② 幅広い住民への情報提供支援			
				③ デジタル化の促進					
			4) 地区間の情報共有の促進	① まちづくり交流会の充実					
		(5) 事務局機能の充実に向けた支援	5) 市内外への発信	① まちづくり活動の情報発信支援		② 行政によるまちづくり活動の情報発信			
			6) まちづくり活動に関する庁内情報共有体制の整備	① 全庁的な情報共有の場の創設					
			1) 地区の状況に対応した運営力向上の支援	① 負担軽減に向けた業務の見直し・合理化		② 総務・企画・広報部門の運営力向上への支援(事務局運営ガイドライン)			② 総務・企画・広報部門の運営力向上への支援(事務局運営マニュアル)
			2) 地区の課題解決に向けた計画的な事業実施と評価の支援	① まちづくり行動計画の推進支援	評価フォーマットによるまちづくり行動計画の進捗状況確認				
					新・まちづくり活動推進計画の進捗状況の調査				
			3) 地区の拠点の環境整備推進	① 地区の拠点の整備推進					
			4) 庁内調整連携体制の整備	① 行政への手続きの合理化					
				② 行政窓口の整理					

進捗状況の確認・評価により計画改定

新・富士市まちづくり活動推進計画

【発行日】 令和4年4月

【発行】 富士市

【編集】 富士市 市民部 まちづくり課

〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地

電話 0545-55-2887 FAX 0545-53-6663